災害弔慰金・災害障害見舞金についてのお知らせ

災害弔慰金について

●支給対象となる方

川俣町に住所を有し、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」を原因とする東京電力福島第一原子力発電所における事故により「避難のための移動や避難生活等を原因に死亡」（いわゆる「震災関連死」）された方のご遺族。

●支給の範囲及び順位	●支給額
1. 配偶者 2. 子 3. 父母 4. 孫 5. 祖父母 6. 兄弟姉妹（同居の場合）	•生計維持者が死亡した場合　500万円 •その他の方が死亡した場合　250万円

●提出書類

「災害弔慰金支給調査票兼受領申出書」に、震災発生から死亡までの経過票などを添付のうえ、提出してください。

- **支給決定後の書類提出について**

（1） 災害弔慰金支給に関する同意書

支給するご遺族に同順位の方がいる場合、全員からの同意が必要です。（申出者が配偶者の場合不要）

（2） 災害弔慰金振込依頼書

災害障害見舞金について

●対象となる方

川俣町に住所を有し、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」を原因とする東京電力福島第一原子力発電所における事故により「避難のための移動や避難生活等」を原因に精神又は身体に著しい障害（両眼失明、精神障害による要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断など。）を受けた方。

●支給額

•生計維持者の方　　250万円

•そ の 他　の 方　　125万円

●提出書類

- 災害障害見舞金支給調査票兼受領申出書、障害を有することを証明する医師の診断書など

◆注意事項

書類提出後、「川俣町災害弔慰金支給審査委員会」において審査され、支給、不支給が決定されます。

（審査には時間を要する場合があります。あらかじめご了承ください。）

※ 詳細内容は下記までお問い合わせください。

•問い合わせ
•書類提出先

川俣町役場　総務課　総務係　電話566－2111　内線7201